

京都市交通局管理規程第29号

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中

	円
370	
410	
440	
470	
500	
190	
210	
220	
240	
250	

を

	円
380	
430	
460	
490	
520	
200	
220	
240	
250	
270	

に改める。

	円
13,550	
15,230	
16,490	

	円
13,740	
15,470	
16,770	

17, 750
19, 010
38, 620
43, 410
47, 000
50, 590
54, 180
73, 170
82, 240
89, 050
95, 850
102, 660
10, 670
11, 870
12, 770
13, 670
14, 570
30, 420
33, 840
36, 400
38, 970
41, 530
57, 630
64, 110

18, 060
19, 360
39, 160
44, 090
47, 800
51, 480
55, 180
74, 200
83, 540
90, 560
97, 530
104, 550
10, 800
12, 030
12, 960
13, 890
14, 810
30, 790
34, 290
36, 940
39, 590
42, 210
58, 330
64, 970

第5条第2項の表中

68,970
73,830
78,690
8,280
9,240
9,960
10,680
11,400
23,610
26,340
28,400
30,450
32,500
44,720
49,900
53,790
57,680
61,560
5,070
5,670
6,120
6,570
7,020
14,460

を

69,990
75,010
79,980
8,390
9,380
10,120
10,860
11,600
23,920
26,740
28,850
30,960
33,070
45,310
50,660
54,650
58,650
62,640
5,130
5,750
6,210
6,680
7,140
14,630

に改める。

16,170
17,450
18,730
20,020
27,380
30,620
33,050
35,480
37,910

16,400
17,710
19,050
20,360
27,710
31,050
33,540
36,080
38,560

」

」

第6条第2項第1号中「18,180円」を「18,440円」に改め、同項第2号中「51,820円」を「52,560円」に改め、同項第3号中「98,170円」を「99,580円」に改める。

第1号様式第2項第1号アを次のように改める。

(1) 乗合自動車・高速鉄道連絡大人普通券

ア 乗合自動車に乗車する際に所持するもの

(表 面)



備考 この様式の裏面に注意事項を記載する。

第1号様式第2項第2号アを次のように改める。

(2) 乗合自動車・高速鉄道連絡小児普通券

ア 乗合自動車に乗車する際に所持するもの

(表 面)



備考 この様式の裏面に注意事項を記載する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に発売した連絡普通券を所持する旅客は、当該連絡普通券を使用することができる。
- 改正後の規程の規定にかかわらず、施行日前に発売した連絡定期券又は全線定期券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。
- 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(交通局企画総務部総務課)